

ようこそ!



欧州連合における人工知能と著作権

アクセル・オルデコプ博士 日欧産業協力センター(東京) 2017年9月28日

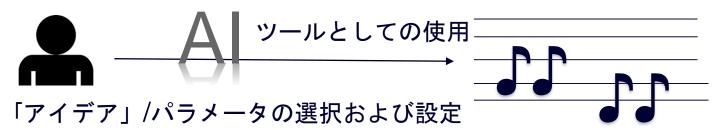
I. はじめに

人工知能(AI)の定義

- 2017年2月16日付 欧州議会決議
 - 「ロボティックスに係わる民事法的規則」に関する欧州委員会への提言 採択
- Alまたは「スマート・ロボット」の特徴
 - センサーを通じ、および/またはそのおかれた環境との間におけるデータの交換(相互接続性)ならびにそのデータの分析により、自律性を取得する能力
 - 経験および相互作用による学習能力
 - 物理的にサポートされたロボットの形状
 - その動作および行動の環境への適応能力
 - (生物学的な意味における生命の欠如)

創作活動におけるAIの利用

■ コンピューター・アシスト(支援)創作物 (CA創作物)



■ AIによる創作物 (AI創作物)



II. AI創作物の著作権に関する問題点

EU著作権法における現在の見解

■ 「著作物」の統一された定義 コンピュータ・プログラムの法的保護に関する2009年4月23日の理事会 指令(2009/24/EEC)第1条3項:

コンピュータ・プログラムは、**著作者自身の知的創作物**であるという 意味において独創的なものであるとき、保護されるものとする。保護 の適性の決定についてはその他のいかなる基準も適用されない。

■ AIおよび知的財産権に関する欧州議会:

「ロボット工学に適用される特定の法規定はないが、現在の法体制や原則を適用することは易しい。一方で、いくつかの局面においては特別な考慮が必要であると思われる。」

ドイツ著作権法における現在の見解

- 「人間の著作者」という要件:
- ドイツ著作権法第11条 –

著作権とは、**著作者**を、**著作物との知的かつ人間的な関係において**及び 著作物の使用に関し保護するものである。また、著作物の使用に対し、 相当の報酬を保証するものである。

■ ドイツ著作権法第2条(2)-

著作者自身の知的創作物のみが本法律における著作物である。

現行ドイツ法における著作物とは

- コンピュータを使用した創作物
 - AIは人間の著作者によって「ツール」として使用される。
 - ⇒ 人間の**創作的な寄与**あり (ツール作成への寄与では不十分)
 - ⇒ 個性あり
 - ⇒ 著作権により保護される
- コンピュータにより生成された創作物
 - AIによる自律的な創作
 - ⇒ 人間の寄与なし
 - ⇒個性なし
 - ⇒ 著作権による保護なし

英国法におけるコンピュータ生成物

- 1988年英国著作権、意匠及び特許法(CDPA)第1条(1)
 - (1)著作権とは、「第1部著作権」の規定に従い、以下の著作物に存在する財産権である。
 - (a)創作性のある文芸、演劇、音楽、又は美術の著作物 [...]。
- 「**創作性**」「十分な労力、技能及び判断」が投入されたとき。
- CDPA第9条(3):
 - (3) コンピュータによって生成される文芸、演劇、音楽、又は美術の著作物の著作者は、その著作物の創作に必要な手筈を整える者であるとみなされる。
- CDPA第178条:

「**コンピュータ生成**」とは、著作物の人間の著作者が存在しない状況 において、著作物がコンピュータにより生成されることをいう。

将来におけるAI創作物の著作権保護



AI創作物はパブリックドメインとするべきか?

■ 賛成意見:

- 人間の独自性は失われない
- 人間以外による創作物を自由に利用できる

■ 反対意見:

- インセンティブがない
- 見返りがない
- 人間の創作物が「無料の」AI創作物に置き換えられる
- フェアディーリングの対象となる著作物の減少 例えば・・・
 - 私的学習または研究
 - 批評または評論
 - カリカチュア、パロディ等
 - 科学および技術論文の摘要
 - 教育利用

A I 創作物への権利付与 - 誰に?

- コンピュータ・プログラムの著作者
 - コンピュータ・プログラムの法的保護に関する2009年4月23日の理事 会指令(2009/24/EEC)第2条
 - (1) コンピュータ・プログラムの著作者は、**プログラムを創作した自然人**もしくは複数の自然人、**または、**加盟国の法律により認められている場合、当該法律により**権利者と指定される法人**であるものとする。
 - 理事会指令2009/24/EEC第1条(2):
 - (2) 当指令にかかる保護は、**いかなる形態のコンピュータ・プログ ラムの表現**にも適用されるものとする。
 - ソフトウェアの拡張「表現」にAI創作物が含まれる(2010年12月22日の欧州司法裁判所(ECJ)の判決 C-393/09 BSA/Ministerstvo kulturyに反する)。

A I 創作物への権利付与 - 誰に?

- コンピュータ・プログラムの所有者/ユーザ/オペレータ
 - 理事会指令91/250/EEC第3条 保護の受益者

保護は、言語の著作物に適用される**国内の著作権法において**対象となり得るすべての**自然人または法人**に与えられるものとする。

■ 英国著作権 • 意匠 • 特許法(CDPA)第9条(3):

著作者は、著作物の創作に必要な**手筈を整える者である**とみなされる。

人工人(Artificial Person)が必要か?

2017年2月16日の欧州議会決議 「ロボット工学に関する民法規則」

ロボットの自律性は、最終的に、それ自体の固有の特徴および意義によって、現行の法的カテゴリからみたその性質に関する、または新しいカテゴリを設けるべきかに関する問題を提起する。

我々はそもそも著作権を必要としているのか

- 付随的権利
 - 実演家
 - 音楽制作者、レーベル
 - 映画制作者
- A I のユーザ/オペレータのための**新しい付随的権利** [CDPA第9条(3) に類似]
 - 利用権のみ
 - 複製する権利
 - 配布する権利
 - 表示する権利
 - 公に上映する権利
 - 期間 = たとえば、 A I 創作物の創作後70年(公表後50年)
 - 譲渡可能性

再び…:英国著作権・意匠・特許法

■ 第79条 権利の例外

- (1) 第77条(**著作者又は監督として確認される権利**)により付与される権利は 、以下に定める例外に従う。
- (2) この権利は、次の種類の著作物に関しては適用されない。
 - (a) コンピュータ・プログラム
 - (b) タイプフェイスの意匠
 - (c) コンピュータ生成著作物のいずれも

■ 第81条 権利の例外

- (1) 第80条(**著作物を傷つける取扱いに反対する権利**)により付与される権利 は、以下に定める例外に従う。
- (2) この権利は、コンピュータ・プログラム又はいずれの**コンピュータ生 成著作物にも適用されない**。

ご静聴ありがとうございました!

ご質問がありましたらご連絡下さい

Preu Bohlig & Partner – Munich office



Dr. Axel Oldekop eMail: axo@preubohlig.de

Leopoldstraße 11a

Tel: +49 89 383870-0

Fax: +49 89 383870-22

D-80802 München

www.preubohlig.de